7　「【調査報告番号】」の欄には、第31条の2第4項の規定により調査報告の提示を行うときに限り、特例法施行規則第60条の2第1号の調査報告番号を記載する。同一の特許出願について複数の調査報告が作成された場合は、「【調査報告番号】」の欄に、いずれか一の調査報告番号を記載する。

様式第七十五の備考6中「9」を「10」に改める。

（実用新案法施行規則の一部改正）

**第二条**　実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「には」の下に「、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者でないときは」を加える。

第九条を次のように改める。

**第九条**　削除

第十条第一項（見出しを含む。）中「実用新案登録訂正書」を「訂正書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四号に掲げる事項については、実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係るものであるときは、この限りでない。

第十条第一項第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三　訂正の目的

第十条第二項中「実用新案登録訂正書は、様式第八」を「実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係る訂正書は様式第八により、同条第七項の訂正に係る訂正書は様式第八の二」に改める。

第十九条第五号中「登録」の下に「又は実用新案登録の訂正の登録（実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係るものに限る。）」を加える。

第二十一条の三中「及び同法第五十四条第八項」を「並びに同法第五十四条の二第二項、第四項、第六項、第八項及び第十項」に改める。

第二十二条の見出しを「（情報の提供）」に改め、同条第一項中「実用新案登録出願又は実用新案登録に関し」及び「（次項において「刊行物等」という。）」を削り、「提出すること」の下に「により、実用新案登録出願に係る考案が実用新案法第三条第一項第三号及び第二項（同号に掲げる考案に係るものに限る。）、第三条の二又は第七条第一項から第三項まで若しくは第七項の規定により実用新案登録をすることができない旨の情報を提供すること」を加え、同条第二項中「刊行物等の提出」を「情報の提供」に改め、同条の次に次の一条を加える。

**第二十二条の二**　何人も、特許庁長官に対し、刊行物、実用新案登録出願又は特許出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより、実用新案登録が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。

一　その実用新案登録が実用新案法第二条の二第二項に規定する要件を満たしていない補正をした実用新案登録出願に対してされたこと。

二　その実用新案登録が実用新案法第三条、第三条の二又は第七条第一項から第三項まで若しくは第七項の規定に違反してされたこと。

三　その実用新案登録が実用新案法第五条第四項又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたこと。

四　その実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正が実用新案法第十四条の二第二項から第四項までの規定に違反してされたこと。

2　前項の規定による情報の提供は、様式第十五により作成した書面によらなければならない。

3　特許法施行規則第十三条の二第三項及び第四項の規定は、前項の書面に準用する。

「六　第二十三条第一項において準用する特許法施行規則第十五条第二項の六の二　実用新案法第十二条第一項の規定による刊行物等の提出　第二十二条第一項の規定による情報の提出　第二十三条第一項における実用新案技術評価の請求　を」を「六　第二十三条第一項において準用する特許法施行規則第十五条第二項の六の二　第二十二条第一項及び第二十二条の二第一項の規定による情報の提供　」に改め、同条第四項中「第二十七条の三の二」の下に「、第二十七条の五まで、第二十八条」を加える。

様式第六中「【手数料の表示】」を「【手数料の表示】」
「【予納台帳番号】」を「【予納台帳番号】」
「【納付金額】」を「【納付金額】」
「【請求人の意見】」を「【請求人の意見】」
「【提出物件の目録】」を「【提出物件の目録】」に改め、同様式の備考10を備考12とし、備考10の次に次のように加える。

11　「【請求人の意見】」の欄には、請求項に係る考案と先行技術との対比により、請求項に係る考案が新規性又は進歩性を有している又は有していない旨の意見を具体的に記載する。

様式第六の備考9中「第54条第10項」を「第54条第8項」に、「備考8」を「備考9」に改め、同備考を同様式の備考10とし、同様式の備考∞中「第54条第10項」を「第54条第8項」に改め、同備考を同様式の備考9とし、同様式の備考7を備考∞とし、備考6を備考7とし、同様式の備考5中「であつて」を「は、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者であつても、本人の印及び識別ラベル（」に改め、「【代表者】」の欄」の下に「並びに印及び識別ラベル）」を加え、同備考を同様式の備考6とし、同様式の備考4中「「【氏名又は名称】は、」の下に「自然人にあつては、氏名を記載し、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者であるときは、その横に印を押す。」を加え、「氏名を「氏名を記載し、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者であるときは、その横に代表者の印を押す。」に改め、同備考を同様式の備考5とし、同様式の備考3を備考4とし、同様式の備考2ロ中「ＰＣＴ／○○○○／○○○○○」を「ＰＣＴ／○○○○○○／○○○○○」に改め、同備考を同様式の備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2　請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者以外の者であるときは、【書類名】を「実用新案技術評価請求書（他人）」と記載する。

様式第八中「実用新案登録訂正書」を「実用新案法第14条の2第1項の訂正に係る訂正書」に改め、3　「2　実用新案権者　住所（居所）　氏名（名称）　（国籍）　㊞」を「2　訂正の目的　3　実用新案権者　住所（居所）　氏名（名称）　（国籍）　㊞」に改め、同様式の備考4中「代理人　住所（居所）　氏名（名称）　㊞」を「代理人　住所（居所）　氏名（名称）　㊞」に改め、同様式の備考5中「削除後の請求項の数」を「添付書類の目録」に改め、同様式の備考6中「添付書類の目録」を「5　添付書類の目録」に改め、同様式の備考7の前に次のように加える。

6　「訂正の目的」の欄には、「実用新案登録請求の範囲の減縮」、「誤記の訂正」又は「明りようでない記載の釈明」のように記載し、訂正の目的が複数ある場合は、「実用新案登録請求の範囲の減縮等」、「誤記の訂正等」又は「明りようでない記載の釈明等」のように記載する。

様式第八中備考18を備考19とし、備考15から備考17までを1ずつ繰り下げ、同様式の備考14中「出願」を「権利」に、「「5　削除後の請求項の数」」を「「4　代理人」」に改め、「の次」の下に「（「5　訂正後の請求項の数」の欄を設けるときは、その欄の次）」を加え、「6」を「5」に改め、同備考を同様式の備考15とし、備考13の次に次のように加える。